

平成 27 年 9 月 30 日  
規則第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、ふじみ野市男女共同参画推進条例（平成 27 年ふじみ野市条例第 29 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(審議会の会長及び副会長)

第 2 条 条例第 10 条第 2 項に規定するふじみ野市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否半数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(苦情処理委員)

第 4 条 条例第 17 条第 1 項に規定するふじみ野市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）の定数は、2 人とする。

2 苦情処理委員は、人格が高潔で、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 苦情処理委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 苦情処理委員に欠員が生じた場合における補欠苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

6 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認めるときは、これを解嘱することができる。

(業務)

第 5 条 苦情処理委員は、次に掲げる業務を行う。

(1) 条例第 17 条第 2 項の規定による申出（以下単に「申出」という。）につい

て調査し、苦情に係る施策を行う市の執行機関（以下単に「執行機関」という。）に対し、勧告、意見表明又は助言（以下「勧告等」という。）を行うこと。

(2) 前号に掲げる職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。

2 苦情処理委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（苦情の申出）

第6条 申出は、苦情申出書（様式第1号）により行うものとする。ただし、苦情処理委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

2 苦情処理委員は、前項ただし書の規定により口頭による申出があったときは、苦情処理委員は、その内容を録取し、苦情申出書（様式第1号）に記録するものとする。

（調査しない申出）

第7条 苦情処理委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

(1) 裁決等により確定した事項又は裁判所において係争中若しくは判決等のあった事項

(2) 行政庁において不服申立ての審理中の事項又は不服申立てに対する裁決等のあった事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）その他の法令の規定により処理すべき事項

(4) 監査委員に住民監査請求を行っている事案に関する事項

(5) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(6) 苦情内容が実質的には専ら私人間の紛争の解決を目的にしていると判断される事項

(7) 条例又はこの規則に基づく苦情処理委員の行為に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が苦情処理委員に調査の申出をすることが適当でないとする事項

2 苦情処理委員は、前項の規定により調査しないときは、苦情の調査非該当通知書（様式第2号）により、速やかに当該申出人に通知するものとする。

（苦情処理委員による調査）

第8条 苦情処理委員は、申出について調査を開始するときは、調査開始通知書（様式第3号）により、執行機関に通知するものとする。

2 苦情処理委員は、条例第17条第3項の規定により、執行機関に対し説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めるときは、説明等依頼書（様式第4号）により依頼するものとする。

(調査結果等の通知)

第9条 苦情処理委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を、調査結果等通知書(様式第5号)により、速やかに当該申出をした者に通知するものとする。この場合において、勧告等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。

2 苦情処理委員は、申出について調査が終了した場合において、勧告等を行わないときは、調査終了通知書(様式第6号)により、その結果を速やかに前条第1項の規定により調査開始の通知をした執行機関に通知するものとする。

(勧告等)

第10条 苦情処理委員は、申出について調査した結果、勧告等の必要があると認めるときは、勧告等通知書(様式第7号)により、執行機関に通知するものとする。

2 執行機関は、前項の規定による勧告等の通知があった場合は、当該勧告等に基づき速やかに必要な措置を講ずるものとし、必要な措置を行ったときは、措置報告書(様式第8号)により苦情処理委員に報告するものとする。

(申出の処理状況等の報告)

第11条 苦情処理委員は、この規則の定めるところにより実施した苦情処理の結果の概要を市民に公表するものとする。

(審議会及び苦情処理委員の庶務)

第12条 審議会及び苦情処理委員の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。